

市有地買受（購入）説明書

この説明書は、市有地買受についての説明書です。記載事項をよく読み買受（購入）してください。

1 買受の申込み

市有地の買受を希望される方は、買受申請書を提出してください。

申請書は、財産活用課管財係で入手されるか、多久市のホームページからダウンロードしてください。

買受申請書の提出先は、次のとおりです。

- (1) 場所 多久市北多久町大字小侍7番地1
多久市役所2階 財産活用課 管財係
- (2) 時間 8時30分から17時15分まで（平日）

〈買受申請書の添付書類〉

【個人】誓約書

【法人】(1)誓約書、(2)役員一覧、(3)法人登記簿謄本（発行から3か月以内のもの）

2 売却の決定

申請内容に問題なければ、売却決定を通知します。

3 売買契約の締結

売却決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結するものとします。買受者は、契約書に貼付する収入印紙が必要になります。

4 契約保証金

- (1) 売買契約を締結する際に売買代金の全額を納付する場合を除き、売買代金の100分の10以上の金額を契約保証金として納入しなければなりません。
- (2) 契約保証金は売買代金の一部に充当することになります。
- (3) 買受者が売買代金を期限内に納入しないとき又は契約条項に違反したときは、契約保証金は返還しません。
- (4) 契約保証金には、利息を付しません。

5 売買代金の納付

売買代金は、契約を締結した日の翌日から起算して、30日以内に全額一括して納付していただきます。

6 物件の引渡し

- (1) 売買代金の納付を確認し、売渡証書の交付を受けたときに所有権の移転及び物件の引渡しがあったものとします。
- (2) 物件の引渡しは、現況のまま（現に存する工作物等を含む。）とします。
- (3) 所有権移転の登記は物件の種類によって、市で嘱託登記を行う場合がありますが、その場合も、登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

7 買受者の資格

次の事項に該当する方は、買受することができません。

また、市有地を売却する際の買受者の資格として、申請者が暴力団関係者ではないことを小城警察署に照会、確認をすることとしておりますので、ご承知ください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する市の公有財産に関する事務に従事する者
- (2) 多久市暴力団排除条例（平成24年多久市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当する者

※ 契約締結後に、契約者が上記に該当することが判明した場合は、当該契約は無効となります。

8 契約条件について

- (1) 公序良俗に反する使用等の禁止

① 暴力団事務所の利用等の禁止

買受者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は買受物件を第三者に貸してはなりません。

② 風俗営業等の禁止

買受者は、買受物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は買受物件を第三者に貸してはなりません。

- (2) 実地調査等

① 市は、上記(1)①及び②の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めます。

② 買受者は、正当な理由なく①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。